

伯耆町身体障害者福祉協会規約

第1条 本会は、伯耆町身体障害者福祉協会と称し、事務局を伯耆町社会福祉協議会内に置く。

第2条 本会は、身体障害者相互の連絡を密にし、身体障害者福祉増進に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、町内の身体障害者であって、身体障害者福祉協会の主旨に賛同する者をもって組織する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 身体障害者相互の連絡提携
- (2) 身体障害者福祉に関する調査研究
- (3) 身体障害者の体育振興
- (4) 身体障害者の自立更正意欲の高揚
- (5) その他必要な事業

第5条 本会に次の役員を置く。各役員任期は2年とし再任は妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 理事8名 監事2名
- (2) 理事、監事は総会において会員の中から選出する。会長、副会長は理事の互選とする。

第6条 会長は、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

理事は、会長の命を受け会務を処理する。監事は、会計並びに会務を監査する。

第7条 総会及び役員会は、会長が招集し、総会の議長は出席者の中から選出する。

- (1) 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき役員会にはかり開催する。
- (3) 役員会は、会長が必要に応じ開催する。

第8条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 本会の経費は、会費・事業参加費・補助金・その他をもってあてる。

第10条 本規約の改正については、総会においてこれを定める。

附 則

この規約は、平成17年4月28日から施行する。

この規約は、平成27年4月30日から施行する。